

令和5年度事業計画

1 基本方針

本県においては、当協議会が核となり行政や関係機関・団体が密接に連携を図りながら、長年にわたり交通安全対策に取り組んできたところである。

しかしながら、近年の交通事故の状況を見ると、交通死亡事故に占める高齢者の割合が高いことや、飲酒運転による事故が後を絶たないことなど本県の交通安全をめぐる情勢は依然として憂慮すべき状況にある。

このような状況を踏まえ、令和3年度から5年間を計画期間とする第11次山梨県交通安全計画に基づき、これまで実施してきた幅広い対策を継続するとともに、本県の課題に対応した対策を市町村や関係機関・団体と連携を図る中で展開する。

この考えに基づき、一般会計の予算を活用して、交通安全運動等これまで実施してきた事業を実施する一方で、特別会計の予算を活用して、「高齢者の交通事故防止」「飲酒運転の根絶」「自転車安全適正利用対策」「シートベルト・チャイルドシートの着用率100%」などに対応した事業及び長期的・突発的に必要となった事業を重点的に取り組んでいく。

2 実施事業

(1) 総会等の開催

- 常任委員会 書面開催
- 定期総会 令和5年5月31日(水) かいてらす 大ホール
- 専門部会 交通安全部会を開催。その他の部会は必要に応じて開催

(2) 交通安全運動等の実施

ア 運動の名称と実施期間

- ① 新入学児童・園児を交通事故から守る運動
4月 3日(月)～ 4月12日(水)
- ② 春の全国交通安全運動
5月11日(木)～ 5月20日(土)
・「交通事故死ゼロを目指す日」 5月20日(土)
- ③ 春の連休時における交通安全運動 4月29日(土)～ 5月 7日(日)
- ④ 夏の交通事故防止県民運動 7月21日(金)～ 8月20日(日)
- ⑤ 秋の全国交通安全運動
9月21日(木)～ 9月30日(土)
・「交通事故死ゼロを目指す日」 9月30日(土)
- ⑥ 年末の交通事故防止県民運動 12月 1日(金)～ 12月31日(日)
- ⑦ 高齢者の交通死亡事故防止運動 通年
- ⑧ 山梨県飲酒運転根絶運動 通年
・「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」
12月 1日(金)～ 1月31日(水)
- ⑨ 全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動 通年
・全席シートベルト・チャイルドシート着用重点期間 7、8月
・全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日 毎月14日
- ⑩ 自転車安全適正利用推進運動 通年
- ⑪ 二輪車の交通事故防止運動 通年
- ⑫ 交通安全一市町村一運動 通年
- ⑬ 令和5年度「春の全国交通安全運動」の準備

イ 交通安全スローガン（令和3年度～令和7年度）

- ・メインスローガン
「守るのは マナーと家族と 君の明日（あす）」
- ・サブスローガン
「あおっちゃし！ 命とルール 守ろうよ」
「交差点 未来を分ける 分岐点」
「山なしけん うみなしけん じこなしけん」
「自転車も 車の一種 注意して」
「歩行者も いつもところに 免許証」

ウ 運動の重点目標

- ① 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ② 飲酒運転の根絶
- ③ 自転車の安全適正利用の推進
- ④ 二輪車の交通事故防止
- ⑤ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ⑥ 早めのライト点灯・ハイビームの活用の徹底と反射材使用の推進

（3）交通安全意識の高揚及び交通安全教育の推進

- ア 「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」及び「オールやまなし飲酒運転根絶対策事業」の実施
- イ 高齢者交通安全教室「キラリ光って交通安全」の実施
- ウ 高齢者の交通死亡事故防止の推進
- エ 運転適性診断の実施
- オ 高齢者の運転免許返納及び公共交通利用促進
- カ 子ども向け交通安全教育資料等の配布
- キ 信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するための広報啓発
- ク チャイルドシート着用の徹底
- ケ 自転車安全適正利用の推進（高校生交通安全CMコンテストの開催等）
- コ 二輪車の交通事故防止の推進
- サ 「セーフティードライブ・チャレンジ123」への協力
- シ 「県民の日記念行事」における「交通安全推進コーナー」の設置
- ス 交通安全推進県民大会の共催
- セ 交通安全指導体制の強化
- ソ 各種リーフレット・交通安全資料等の作成・配布、普及啓発用DVD等の貸出
- タ その他

（4）交通安全功労表彰の実施

- | | | |
|-------------------|----|-------------|
| ア 交通安全功労表彰選考委員会 | 日時 | 令和5年12月予定 |
| | 場所 | 書面審査 |
| イ 表彰式（交通安全推進県民大会） | 表彰 | 令和6年1月予定 |
| | 場所 | 甲府市総合市民会館予定 |

3 特別会計事業

(1) 経緯と方針

平成元年以降、一般社団法人山梨県トラック協会から毎年寄附金を受納している。令和3年度から5年間を計画期間としている第11次山梨県交通安全計画の重点として掲げた①高齢者対策、②飲酒運転の根絶に向けた対策、③自転車安全適正利用対策、④二輪車対策、⑤シートベルトの着用率100%を目指した対策及び交通対策推進協議会会計規程第4条による長期的・突発的に必要となった事業に対して、特別会計の予算を活用して取り組むこととする。

(2) 令和5年度事業計画（案）

ア 自転車安全適正利用対策

山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例に基づき、交通安全団体として自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を実施する。

- ※ 自転車安全適正利用推進運動と連動して実施予定
 - ・ 自転車利用者等に対する啓発物品の配布 など

イ その他の交通安全対策

第11次山梨県交通安全計画の重点として掲げている交通安全対策の啓発活動等の取組を実施する。

令和5年度オールやまなし飲酒運転根絶対策事業計画

本県における全交通事故に占める飲酒運転の割合は、全国平均よりも上回っており、飲酒運転違反者は、会社員や飲食店での飲酒後における摘発が多い状況であることから、さらなる飲酒運転根絶に向け、会社員と飲食店に対する直接的な働きかけを実施する。

○ 事業内容

① 飲酒運転根絶アドバイザーの派遣

会社員の意識向上を図るため、飲酒運転事故やアルコール問題に関する専門家を企業等に派遣を実施する。

② 山梨県小売酒販組合連合会の実施している「酒類販売管理研修会」にて啓発用チラシ「飲酒運転をさせないためのマニュアル」と啓発用品（POP）を酒類販売店舗へ配布し、啓発を実施する。

③ 飲酒運転根絶モデル事業所、飲食店の認定、公表

飲酒運転根絶に向けた優良な取り組みを行っている事業所や飲食店を、モデル事業所・飲食店として認定、公表を行う。